

笛吹市シティプロモーション用映像制作業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

この要領は、笛吹市シティプロモーション用映像制作業務の受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式を実施し、提案事業者の業務遂行に関しての実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を見極め、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案の応募等について必要な事項を定めたものである。

1 業務の概要

(1) 業務名

笛吹市シティプロモーション用映像制作業務

(2) 業務の目的

本業務は、本市の取組や魅力を市内外に効果的に発信し、市民のまちへの愛着と誇りの醸成を図り、さらには、関係人口の創出及び拡大、移住、定住などにつなげていくことを目的とする。また、本市が有する自然、観光資源、農産物、祭り、文化財等を対象に、超高精細 VR 映像及び映像コンテンツとして記録し、将来的な再利用、二次活用、体験型展示までを見据えたデジタルアーカイブ、プロモーション基盤及びその体験環境を構築する。

(3) 業務内容

別紙「笛吹市シティプロモーション用映像制作業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 11 月 30 日まで

(5) 提案上限額 16,940,000 円（税込）

令和 8 年度から令和 9 年度までの間、次の金額を上限として支払う。

令和 8 年度の委託料の上限額は、5,082,000 円（税込）、令和 9 年度の委託料の上限額は、11,858,000 円（税込）とする。

2 プロポーザル参加資格

本業務のプロポーザルに参加する事業者は、本業務を遂行する能力を有し、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 笛吹市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等処置要領又は笛吹市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等処置要領の規定に基づく入札参加資格停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (5) 直近 5 年以内（令和 3 年度から令和 7 年度）に自治体シティプロモーション用映像制作業務に携わった実績（制作実績）を有し、笛吹市シティプロモーション用映像制作業務仕様書 10 の実施体制・担当者要件を全て満たしていること。

3 スケジュール

実施内容	日程
実施要領等の公表	令和8年5月27日(水)
質問書の提出期限	令和8年6月3日(水)午後5時まで
質問書への回答	令和8年6月10日(水)
企画提案書等の提出期限	令和8年6月17日(水)午後5時まで
書類選考(1次選考) ※応募者が3者に満たない場合、書類選考は行わない。	令和8年6月19日(金)～令和8年6月23日(火)
書類選考(1次選考) 審査結果通知	令和8年6月24日(水)
審査会(プレゼンテーション2次選考及びヒアリング)	令和8年7月上旬
審査結果の通知・公表 ※結果の通知後、受託候補者と協議の上、契約を締結する。	令和8年7月上旬

4 実施要領等の配布方法

笛吹市ホームページからダウンロードすること。

5 質問の提出及び回答

質問については、次により提出すること。なお、質問は提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に限り受け付ける。

(1) 提出書類

質問書(様式1)

(2) 提出期限

令和8年6月3日(水)午後5時

(3) 提出方法

質問書(様式1)により、電子メールで送信すること(送信確認の電話連絡をすること)。

なお、件名は【笛吹市シティプロモーション用映像制作業務に関する質問】とすること。

送信先メールアドレス: prop-kikaku@city.fuefuki.lg.jp

電話番号: 055-262-4111

(4) 提出先

笛吹市 総合政策部 企画課

(5) 回答方法

質問及び回答については、令和8年6月10日(水)までに市ホームページで公表する。

なお、意見表明や質問内容が不明瞭なものについては、回答しない場合がある。

6 応募手続き

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式2）正本1部

イ 誓約書（様式3）正本1部

ウ 事業者概要書（様式4）に、財務諸表（直近2期分の貸借対照表及び損益計算書）及び企業パンフレット等を添付すること。

正本1部、副本6部

エ 業務実績確認書（様式5）正本1部、副本6部

オ 業務実施体制調書（様式6）正本1部、副本6部

カ 企画提案書表紙（様式7）正本1部、副本6部

（ア） 企画提案書（任意様式 仕様書の趣旨に沿って記載すること。）

正本1部、副本6部

（イ） 業務工程表（任意様式 作業工程別に進行計画を記載すること。）

正本1部、副本6部

キ 見積書（様式8）正本1部、副本6部

(2) 提出期限

令和8年6月17日（水）午後5時

(3) 提出部数

正本は(1) 提出書類ア～キで一式とし、1部を提出すること。副本はウ～キで一式とし、6部提出すること。

(4) 提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は、提出期限必着とし、配達記録が確実に残る方法により送付すること。

※持参の場合は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の午前9時から午後5時までの間に持参すること。

※提出期限を過ぎて送達又は提出された企画提案書等については、受理しない。

※必要な書類に不足があった場合は、受理しない。

※企画提案書等の提出は、1者1提案とする。

(5) 提出先

笛吹市 総合政策部 企画課

〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部 777 番地

(6) 注意事項

ア 提出された企画提案書等に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、提案内容を評価しやすいように具体的にわかりやすく記載すること。

イ 提出書類はA4判両面（縦横は任意、カラー可）、ページ制限なし（A3判による折込可）とし、ページ番号を記入すること。また、提出書類の種類ごと（正本はア～キ、副本はウ～キ）に書類名を記載した見出し（インデックス）を付けること。

ウ 提出書類はフラットファイル（A4版）に左綴じとすること。

7 書類選考（1次選考）の実施

実施方法

- (1) 提出された企画提案書等の書類について事務局にて評価し、3者を選考する。
- (2) 9（1）の企画提案審査基準に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点により審査する。
- (3) 応募者が3者に満たない場合は、書類選考を行わない。
- (4) 書類選考の結果については、令和8年6月24日（水）までに参加申込書に記載された担当者宛に電子メールで通知する。

8 プレゼンテーション（2次選考）の実施

審査委員会において、提出書類に基づきプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 開催日時・場所

令和8年7月上旬

※開催日時及び場所は、参加事業者宛に後日電子メールにより通知する。

(2) 実施内容

ア プレゼンテーションにおける時間配分

- ・準備 5分
- ・説明 30分以内（VR映像の上映を含む）
- ・質疑応答 10分
- ・片付け 5分

イ 説明は提出期限までに提出した企画提案書に基づき、Microsoft PowerPoint 資料等を用いて行うこと。また、評価者が提案者の技術力を確認するため、過去に自社で作成したVR映像（3分程度）を上映すること。

※VR映像上映のためのVRゴーグルを3台用意すること。

(3) 出席者

各事業者5人以内とする。

(4) 受託候補者の選定方法

ア 各審査委員の評価点合計得点が最も高い事業者を、第1位の受託候補者として選定する。

イ 各審査委員の評価点合計得点が第1位の受託候補者の次に高かった事業者を、第2位の受託候補者として選定し、第1位の受託候補者に不測の事態等が生じた場合は、第2位の受託候補者を第1位に繰り上げるものとする。

ウ 各審査委員の評価点合計得点が同点の事業者が2者以上あるときは、技術力の高い事業者を上位とする。

エ 各審査委員の評価点合計得点が配点合計の6割以上となった場合に限り、受託候補者として選定するものとする。

オ 企画提案事業者が1者の場合であっても、審査を行い、各審査委員の評価点合計得点が配点合計の6割以上となった場合は、受託候補者として選定する。

(5) その他

ア プレゼンテーションに必要なパソコン等の資機材は提案者で用意するものとする。ただし、モニター（HDMIケーブル含む）は本市で用意する。

イ プレゼンテーションは提案書の内容を基礎に行い、提案内容を修正するような説明は行わないこと。

ウ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については、非公開とする。

9 審査等

(1) 企画提案審査基準

評価項目		評価の観点	配点	
実績	仕様に対する実績	本業務に類似あるいは関連する業務を実施した実績があるか。	10	
企画提案事項	業務体制及び進行管理	実施体制	仕様書に定められた業務を迅速かつ的確に実施することができる体制か。	10
		実施計画	業務実施手順が的確かつ業務スケジュールについて円滑な業務遂行が可能な工程となっているか	10
	提案内容	業務理解	シティプロモーション用映像制作の目的、仕様書の内容を十分理解した提案となっているか。	20
		企画力	本市の特色や地域資源等、地域の魅力を適切に理解した上で、それらを効果的に発信できる提案となっているか。 SNSでの発信やデジタルサイネージでの放映等、多用途で使用することを前提とした提案となっているか。 テーマやストーリーにおいて、画期的で独創性のある提案となっているか。	20
		技術力	動画のテーマやコンセプトに沿った、魅力的な提案となっているか。 超高精細映像（11K/8K）を活かした映像表現で、見る人の興味関心を惹く工夫を凝らした提案となっているか。	20
	価格	見積金額の評価	見積額（税込） 次の計算式に基づき評価点を算出（小数点以下切捨て） （最低事業者見積単価/事業者見積単価）×配点	10

(2) 審査結果の通知・公表

審査の結果については、参加申込書に記入された住所へ書面で通知するほか、受託候補者決定については、市ホームページで公開する。

なお、選定に係る評価の経緯及びその内容等に関しての問い合わせには応じない。

また、結果に対する異議申し立てについても、受け付けない。

(3) 留意事項

- ア 企画提案事業者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する支援を直接または間接に求めた場合、失格とし、別途通知する。
- イ 企画提案の無効に関する事項
 - 次のいずれかの事項に該当する場合は、無効とし、別途通知する。
 - (ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
 - (イ) 指定する様式に適合しないもの
 - (ウ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - (エ) 虚偽の内容が記載されているもの
 - (オ) 前記「1 (5) 提案上限額」を超えたもの
 - (カ) 前記「2 プロポーザル参加資格」を満たしていない者による企画提案
- ウ 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て企画提案事業者の負担とする。
- エ 提出された書類等は、事業者の選定以外には、企画提案事業者に無断で使用しない。
- オ 提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することができる。
- カ 本市が認めた場合を除き、提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- キ 複数の企画提案書の提出はできない。
- ク 提出された書類は、すべて返却しない。
- ケ 提出書類について、本市より問い合わせを行う場合がある。

1 0 契約に関する基本事項

- (1) 本市と選定した受託候補者が協議を行い、仕様書及び提出のあった企画提案書に基づき、仕様書の内容を逸脱しない範囲で、契約時に企画提案書に応じた仕様書に変更する。
- (2) 仕様書の確定後、選定した受託候補者から改めて見積書を徴取し、提案上限額を超えないことを確認した後、契約を締結する。
- (3) 受託候補者と協議が整わない場合は、次に評価点合計得点が高かった者から順に協議を行う。
- (4) 契約の締結と同時に、契約保証金（契約金額の100分の10以上）を納付すること。ただし、笛吹市財務規則第156条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部を免除する。

1 1 担当部署

本業務に関する担当部署及び問合せ先は、次のとおり

笛吹市 総合政策部 企画課 広聴広報担当

〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部 777 番地

TEL : 055-262-4111 FAX : 055-262-4115